

令和5年3月8日

## 職長等監督者安全衛生教育講習 追加開催のご案内

会員各企業の安全衛生業務ご担当者 様

〒273-0005 船橋市本町1-10-10  
船橋商工会議所会館3F  
(一社)船橋労働基準協会  
事務局長 森 敬  
TEL 047(434)2189  
FAX 047(433)4595  
メール frkk@at.wakwak.com



時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊協会の事業に格別のご理解とご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、すでにご承知かと思いますが、令和5年4月より食料品製造業が労働安全衛生法の改正により、「職長等監督者安全衛生教育」を受講すべき業種に変わりました。

職場の責任者(名称の如何を問わず)は、必ず「職長等監督者安全衛生教育」を受講する必要があることから、多くの食料品製造業の会社様から当該教育の受講に関する問合せが届いております。

弊協会では、令和5年4月に「職長等監督者安全衛生教育」を予定しておりますが、すでに定員に達しております。次回の開催が9月であることから、受講希望の会社様のご要望に応えられない状況でした。

そこで、追加の講習会を7月4日(火)～5日(水)に開催することとしました。講習会場の都合で、定員が通常開催よりも少ないため、早めの申し込みをお願いいたします。

なお、追加の講習会は職長等監督者に限定した講習会のため、建設業・造船業対象の職長・安責者講習(弊協会ではBコースと称している講習)は行ないません。予めご承知のほどお願いいたします。

申込書を添付いたしましたのでご利用下さい。詳細は、協会のHP(QRコード)で検索できます。不明な点は、弊協会にお問い合わせ下さい。

記

実施日 : 令和5年7月4日(火)～5日(水)の2日間

会場 : 船橋市勤労市民センター

以上

**職長等監督者安全衛生教育講習のご案内**  
**(7月4日・5日の追加開催)**

労働安全衛生法では、職長等現場監督者に対しては、安全または衛生のための教育を行うことが事業者には義務づけられている。(労働安全衛生法第60条、労働安全衛生規則第40条)

記

1. 講習日程 2日間 会場 船橋市勤労市民センター 船橋市本町4-19-6

職長等監督者安全衛生教育

1日目 (9:30 ~ 17:30)

2日目 (9:30 ~ 16:30)

◎講習開始時刻の10分前までに入室して下さい。

2. 講習内容

1 日目		2 日目	
監督署長挨拶 オリエンテーション	0.5時間	① 異常時における措置 ② 災害発生時における措置	2時間
① 指導及び教育の方法	2.5時間	③ 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	2時間
② 作業中における監督及び指示の方法		④ 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	
③ 危険性又は有害性などの調査の方法	4時間	⑤ 作業手順の定め方	2時間
④ 危険性又は有害性などの調査の結果に基づき講ずる措置		⑥ 労働者の適正な配置の方法	
⑤ 設備、作業等の具体的な改善の方法			

この講座の修了者には、修了証を交付します。

3. 申込方法

①電話にて  
予約状況を確認  
TEL 047-434-2189

②受講申込書を  
事務局にFAX  
FAX 047-433-4595

③振込(書留・  
事務局持参可)

④講習料金の入金確認後  
事務局より受講票・会場  
地図をFAX致しますので  
当日ご持参下さい。

旧姓・通称併記希望の方は確認できる公的機関の証明書(本証)を講習日当日に必ずお持ち下さい。

4. 講習料金

会員 15,730円(消費税・テキスト代込) 非会員 17,930円(消費税・テキスト代込)

\*講習料金は消費税込です。お手続きは、講習日の7日前までに完了願います。

受講取消の場合一原則として、講習料金はお返し致しません。

5. 振込口座

銀行名:三井住友銀行 船橋支店 普通預金 1622377

口座名義:一般社団法人船橋労働基準協会

6. 持参していただくものなど

筆記用具および昼食をご持参下さい。

★なお、講習会場には駐車場がありませんので、そのことを受講者に周知して下さい。

会員 非会員 (該当を○で囲んでください。)

受講申込書

受講日	7/4~5			
フリガナ		旧姓・通称併記希望の方は下記に記載下さい		職長等監督者安全衛生教育
氏名				
生年月日	昭和・平成	年	月	日生(満才)
住所				
勤務先	名称			電話
	業種 (具体的に)			FAX
	所在地	〒		所属 担当者名